

第3回 生活衛生関係営業の振興に関する検討会	
平成22年11月11日	資料1

振興推進事業費及び全国指導センターについて

2010.11.11

(財)全国生活衛生営業指導センター

I 振興推進助成事業について

1 目的

- ① 全国連合会及び都道府県生衛組合が自主的に実施する業界振興に資する事業に対して助成を通じた支援を行うことにより、生衛業の新たな時代の社会的要請に応え、活力ある発展・振興を図り、もって衛生水準の維持向上及び消費者の利益擁護を図ること。【交付要領にも明記】
- ② 「自主的な事業」については、以下の事業項目を設けることにより、助成事業が社会的な公共性の高い事業となることに配慮している。
 - ア サービスの拡大・向上と消費者利益の擁護を図るための事業
 - イ 地域福祉の増進のための事業
 - ウ 雇用の拡充・人材育成のための事業
 - エ 衛生水準の維持向上・環境保全を図るための事業
 - オ 経営革新・技術開発のための事業
 - カ 組織強化・活性化のための事業【平成19年度より追加】

2 審査委員会と審査基準

- ① 助成を行うにあたっては、公平性・透明性を確保するため、全国指導センター内に第三者で構成する「振興推進事業審査委員会」を設置し、助成の可否についての審査、実施後における評価を行っている。
- ② 審査にあたっては、審査委員会において「評価基準」を定め、「A：特に優れている」、「B：一定の効果が期待できる事業」、「C：目的、費用対効果に問題があり助成不可」の三段階評価を行ってきた。

3 本事業の成果（これからも予算措置が必要な理由）

- ① 平成13年度から10年間にわたり、本事業を実施してきたことにより、
 - ①国庫補助事業の先駆けとなった事業、②国の施策を生衛業者に普及することができた事業、③サービスの向上や生衛業者の経営の安定化につながった事業が多くある。
- ② これらのことから、国の生衛業に対する支援策の1つとして継続的な予算措置・事業実施が必要である。
- ③ ただし、以下の点について課題として提議したい。
 - ア 単年度事業として実施した場合、現在の生衛組合の事務局の体制にあ

っては、事業実施までが精一杯であり、その効果検証までの時間の確保が難しい。

イ 事業の内容が「施策の推進」の場合、その事業効果を数値化することが難しく、また、数値化したとしてもその関連性が難しい。

ウ 実施される事業の中には所期の目標・目的を達成できない事業もあるが、民間企業における「研究費」的な考え方に立つことが必要。

【国の補助事業の先駆けとなった事業】

- ポリ包装材資源の自主回収システム構築
〔全国クリーニング連合会・H17年度事業〕
⇒その後、全国指導センター及び都道府県指導センターに対する補助事業化
- 水中運動法による筋力改善モデル指導書成事業
〔全国公衆浴場業連合会・H17年度事業〕
⇒その後、全国指導センター及び都道府県指導センターに対する補助事業化

【国の施策を生衛業者に普及することができた事業】

- 食肉トレサビリティと経営革新事業
〔全国食肉連合会・H15年度事業〕
⇒BSEに端を発したトレサビリティ制度の普及に貢献した。
- 受動喫煙防止対策指針策定事業
〔全国飲食業連合会・H15年度事業〕
⇒健康増進法の施行に伴い業界の自主的な指針をいち早く策定した。

【サービスの向上や生衛業者の経営の安定化につながった事業】

- 理容サロンのためにエステセミナー開催事業
〔全国理容連合会・H21年度事業〕
⇒女性顧客層向けのサービス拡大のための技術支援を行った。
- 消費者の信頼確保のための美容業の制度堅持事業
〔全日本美容業連合会・H18年度事業〕
⇒消費者擁護の観点からのコンプライアンスの重要性について組合員・未加入者全ての美容業者を対象に普及・啓発を行った。
- クリーニング事故防止システム向上事業
〔全国クリーニング連合会・H14年度事業〕
⇒クリーニング事故の全国的なデータベース構築事業であり、現在もクリーニング業界を中心とする関連業界で運営・活用されている。
- 鳥インフルエンザ緊急対策事業
〔全国食鳥肉連合・平成16年度事業〕
⇒鳥インフルエンザの流行に伴い、消費者に対して正しい知識の普及を図った。

II 全国指導センターについて

1 現状

① 人員

1名の常勤役員、8名の常勤職員（中央指導員・研究員・補助員）、1名の嘱託職員で運営

② 業務

都道府県指導センター及び全国連合会の運営に対する指導・助言・情報収集を中心とし、その他、業界の振興に関する各種補助事業の企画・運営、標準営業約款制度の運営（生衛法に規定）、クリーニング業法に基づくクリーニング師研修等事業の運営、各種生衛業に関する調査事業の受託等の事業を行い、上記人員がその業務を担当。

【具体例】

- 都道府県指導センター（47センター）及び全国連合会（16連合会）が実施する各種事業に対する企画・運営段階における助言・指導、資料等の提供（訪問指導、電話・メール等でのやり取り、定期会議の開催等）（国庫補助事業）
- 都道府県指導センター経営指導員及び経営特別相談員の資質向上のための研修会の企画・運営（国庫補助事業）
- 冊子・ホームページ等による生衛業に関する情報の発信
（国庫補助事業）
- 各種施策推進のための補助事業の企画・運営（国庫補助事業）
 - ・ 新型インフルエンザ対策
 - ・ 省エネ対策
 - ・ 食品リサイクルの推進 等
- 振興推進助成事業の企画・運営・実施団体に対する指導
（国庫補助事業）

2 課題（指導体制の強化）

- ① 従来から全国指導センターに対する補助金の中の人件費比率が高いことが指摘されている。
- ② しかしながら、本指導センターの事業は、都道府県指導センター・全国連合会等に対する指導（コンサルティング）が主であることから、その業務を担う指導員そのものが「商品」といえる。
- ③ また、現在の指導体系の中核となる都道府県指導センター・全国連合会・都道府県生衛組合に対する指導を強化し、また、これらの指導センター、連合会等の意見を広く集約していくことが、事業の効果をより高めることに直接的に作用するため、一層の人員の拡充を図っていきたい。